

平成 23 年 12 月 12 日

各 位

日本商品先物振興協会

「平成 24 年度税制改正大綱」における 商品先物関連の税制措置について（ご報告）

12 月 10 日（土）、内閣府税制調査会より「平成 24 年度税制改正大綱」が公表されました。この中で、本会が要望しておりました税制改正要望については、下記の結果となりましたことをご報告いたします。

記

1. 金融所得に関する課税の一体化を促進するための税制措置

〔本会の要望〕

1. 金融所得課税の損益通算範囲の拡大について

商品先物取引の差金等決済に係る取引損益について、金融所得課税一元化の対象とし、対象とすべき金融所得について、損益通算及び損失の繰越控除を可能とする措置を講じること。

2. 外国商品市場取引による決済損益への課税について

外国商品市場取引の差金等決済に係る取引損益について、申告分離課税とすること。

〔平成 24 年度税制改正大綱における結果〕

第 3 章 平成 24 年度税制改正

7. 検討事項（抜粋）

〔国税・地方税共通〕76 ページ

（2）金融証券税制については、投資リスクの軽減等を通じて一般の投資家が一層投資しやすい環境を整えるため、平成 26 年に上場株式等の配当・譲渡所得等に係る税率が 20% 本則税率となることを踏まえ、その前提の下、平成 25 年度税制改正において、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討します。

本会では、この結果を踏まえまして来年度も引き続き、金融所得に関する課税の一体化を促進するための税制改正要望を行うことといたします。

2. 国際課税に係る税制措置

[本会の要望]

非居住者又は外国法人が所有又は賃借する国内に設置されたサーバ等機器に、商品先物取引の売買注文を行うためのプログラムを設定し自動的に発注を行う場合には、当該サーバ等機器を恒久的施設 (Permanent Establishment) と解さないこと。

(平成24年度税制改正大綱において、言及された箇所はありません。)

「平成24年度税制改正大綱」は、先物協会ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

以 上